

正誤表

正誤箇所	誤	正
資料 1－1 第 1 不招請勧誘 1 業界最大手 D 社 株について	(1) D社は、平成 19 年 3 月 9 日に、経済産業省・農林水産省から行政処分を受けています。その理由は、現物取引と先物取引を明確に区別せずに勧誘したというものでした。	(1) D社は、平成 19 年 3 月 9 日に、経済産業省・農林水産省から行政処分を受けています。その理由は、現物取引と先物取引を明確に区別せずに勧誘したというものが含まれています。